

No. _____

重要事項説明書

【一般社団法人日本調査業協会 監修 「探偵業の業務の適正化に関する法律」に基づく重要事項説明書】

受任者は、委任者と調査委任契約締結に際し、その内容及び履行、支払等に関する事項につき、探偵業の業務の適正化に関する法律（以下探偵業法）第8条第1項（重要事項説明）規定により以下の事項を説明致します。
この内容は重要ですので、十分ご理解されるようお願い致します。

1. 提供することができる探偵業務の内容

身上調査 ・ 素行調査 ・ 所在調査 ・ 個人信用調査 ・ 結婚調査 ・ その他 ()

2. 調査料金に関して

調査内容		調査料金（見積額）	支払時期・方法
調査項目		円	年 月 日 現金 振り込み クレジットカード その他 ()
		円	
		円	
		円	
		円	
調査実費	内訳:	円	
成功報酬	有 () ・ 無	円	
消費税		円	
総合計見積金額		円	

※ 調査実費は見積であり、実際の調査状況により増減する場合があります、また、調査実費にも消費税が掛かるものがあります。

3. 受任者

商号・名称	
所在地	
代表者氏名	Ⓜ
営業所名	
電話番号	[担当者 Ⓜ]
届出番号	公安委員会 探偵業届出証明書開始番号 第 号

4. 委任者

私は、探偵業法第8条第1項による本書面の重要事項説明(1~9)を受け、十分に理解の上、署名捺印・記名捺印する。	
年 月 日 午前 ・ 午後 時 分	
氏名・会社名	Ⓜ
住所	
電話番号	
身分確認	免許証 ・ 保険証 ・ その他 () ・ 無